

知的財産戦略大綱の進捗状況について

2003年3月19日

大綱の主要課題	進捗状況																								
<p>【知的財産の創造】</p> <p>1 大学における知的財産創出 大学における知的財産の創造と活用を総合的に支援する「知的財産本部」の整備を2003年度までに開始する。</p> <p>2 企業における知的財産の創造促進、職務発明 国際競争に耐えうる高度な発明の創造を促進し、その発明についての特許を世界的に確立すべく企業に早急な対応を促す。 職務発明規定について、発明者の研究開発へのインセンティブの確保、我が国の産業競争力の強化等の観点から、社会環境の変化を踏まえつつ、改正の是非も含めた制度の検討を行い、2003年度中に結論を得る。 また、日本版バイ・ドール制度の適用の拡充を図る。</p>	<p>1 2003年度中に全国30程度の大学に「知的財産本部」を整備する事業。そのための経費（民間企業経験者、弁理士等の人件費）24億円を2003年度予算案に計上。（文部科学省）</p> <p>2 職務発明規定の見直しについては、企業における発明者の処遇の実態などの調査を実施済み。その結果を踏まえ、産構審知財政策部会特許制度小委員会において、今後、法改正の是非も含めた制度のあり方について検討し、2003年度中に最終報告をとりまとめる。（経済産業省） 国等の委託研究の成果たる知的財産権を受託者に帰属させることができる「日本版バイ・ドール制度」について、2002年度に委託研究の少なくとも約8割は適用される見込み。（経済産業省、関係府省）</p> <p>（参考）主要省庁の委託研究開発における日本版バイ・ドール適用状況 （2001年度実績） 単位：億円</p> <table border="1" data-bbox="1086 1109 1881 1404"> <thead> <tr> <th></th> <th>バイ・ドール適用</th> <th>バイ・ドール非適用</th> <th>合計（全体での割合）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済産業省</td> <td>1967</td> <td>38</td> <td>2005（43％）</td> </tr> <tr> <td>防衛庁</td> <td>0</td> <td>1086</td> <td>1086（23％）</td> </tr> <tr> <td>文部科学省</td> <td>210</td> <td>784</td> <td>994（21％）</td> </tr> <tr> <td>総務省</td> <td>268</td> <td>1</td> <td>269（5.7％）</td> </tr> <tr> <td>農林水産省</td> <td>157</td> <td>26</td> <td>183（3.9％）</td> </tr> </tbody> </table>		バイ・ドール適用	バイ・ドール非適用	合計（全体での割合）	経済産業省	1967	38	2005（43％）	防衛庁	0	1086	1086（23％）	文部科学省	210	784	994（21％）	総務省	268	1	269（5.7％）	農林水産省	157	26	183（3.9％）
	バイ・ドール適用	バイ・ドール非適用	合計（全体での割合）																						
経済産業省	1967	38	2005（43％）																						
防衛庁	0	1086	1086（23％）																						
文部科学省	210	784	994（21％）																						
総務省	268	1	269（5.7％）																						
農林水産省	157	26	183（3.9％）																						

国土交通省	4	75	79 (1.7%)
厚生労働省	27	26	53 (1.1%)
環境省	25	0	25 (0.5%)
警察庁	6	0	6 (0.1%)
合計	2664 (57%)	2036 (43%)	4700 (100%)

(出典) 主要省庁からの資料より、経済産業省作成。

【知的財産の保護】

1 権利の付与の迅速化

必要な審査官の確保、審査補助職員の積極的な活用等による審査体制の整備、我が国の出願・審査請求構造の改革等の総合的な施策を講ずるとともに、その審査期間を国際的な水準とする。また、特許審査の迅速化のため、2002年度中に2005年度までの計画を作成する。

2 迅速な裁判等の実現

管轄の集中化、権利者の立証負担の軽減等を通じて、的確で安定した権利設定、紛争処理負担の軽減を図る。

3 模倣品・海賊版対策の強化

我が国の知的財産を基礎とした発展を阻害する国際的な模倣品・海賊版問題等への有効な対策を強化する。侵害の発生している国に対し条約等で認められた権利を最大限行使し強力に働

1 「特許法等の一部を改正する法律案」を国会提出。出願料、特許料及び審査請求料の特許料金体系の見直しにより、適正な審査請求行動等を促す。また、審査体制の整備を含めた総合的な対策を講ずるため、「特許戦略計画」を作成中。(経済産業省)

2 「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」を国会提出。特許等に関する訴訟事件の第一審を東京または大阪の地方裁判所の専属管轄とし、第二審を東京高等裁判所の専属管轄とする。(法務省)
「著作権法の一部を改正する法律案」を今国会に提出予定(文部科学省)。「不正競争防止法の一部を改正する法律案」を国会提出(経済産業省)。両法案により、民事訴訟における著作権や営業秘密の侵害行為・損害額の立証容易化を図る。

3 「関税定率法等の一部を改正する法律案」を国会提出。育成者権侵害物品を輸入禁制品に追加し、また、育成者権、特許権、意匠権等侵害物品を輸入差止申立制度の対象とする。(財務省)
「種苗法の一部を改正する法律案」を国会提出。育成者権の侵害に対

きかけるとともに、海外で生産された知的財産権侵害物品を水際で効果的に阻止するための改善策を講ずる。

4 国際的な制度調和と協力の促進

地球規模の競争の激化や情報伝達技術の発展に伴い、知的財産の国際的保護水準の適正化や世界特許システムの構築に向け制度間の調和を図るため、国際ルール作りや開発途上国の制度整備支援等の取組を推進する。

5 営業秘密の保護強化

企業の営業秘密が国内外の競業他社への流出により企業競争力が損なわれていることに対応し、営業秘密の不正取得等に対する救済措置を強化し、罰則を導入する。

6 新分野等における知的財産の保護

新たに生まれる有用新創作物、先端医療技術等を知的財産権等により適切に保護する。

する罰則を強化（収穫物についての権利侵害を罰則の対象とするなど）。（農林水産省）

2002年12月に官民合同ミッション（25企業・団体、約90名参加）を中国に派遣。経済産業副大臣より中国政府に対し模倣品等の取締り強化を要請。（経済産業省、文部科学省、関係府省）

4 「特許法等の一部を改正する法律案」を国会提出。国際的権利取得に係る出願人の負担を軽減。

世界特許システムの構築に向けて、まず日米特許庁間において、先行技術調査結果の相互利用に関する検討作業を実施中。（経済産業省）

5 「不正競争防止法の一部を改正する法律案」を国会提出。営業秘密の不正な取得・開示などに対する刑事罰（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）の導入等を行う。（経済産業省）

6 昨年12月末に「知的財産戦略について」を公表。患者の幹細胞等から人工皮膚等の「生物由来製品」を作製する再生医療等の先端医療技術の特許化するため、医療行為関連発明への特許権の付与に関する法改正と審査基準の早期改訂を提言。（総合科学技術会議）

昨年10月以来、産構審知財政策部会に設置したWGにおいて、再生医療、遺伝子治療関連技術の特許法における取扱いの明確化について検討中。（経済産業省）

「著作権法の一部を改正する法律案」を今国会に提出予定。映画の著作物の保護期間の延長など映像コンテンツの保護強化、教育機関や図書館でのコンテンツの活用の促進を図る。（文部科学省）

<p>【知的財産の活用】</p> <p>1 大学等からの技術移転の促進 大学・公的研究機関等において、企業の研究開発では生れにくい創造的な発明を生み出しそれを社会へ還元するための機能を十分に生かす仕組みを整備する。</p> <p>2 知的財産の評価と活用 企業における戦略的な知的財産の活用を図るため、企業の有する知的財産のグローバルな戦略的取得・管理、ノウハウの流出防止のための企業の技術管理・活用戦略、知的財産に関する企業の情報開示のあり方に関する指針の策定等を行う。 また、市場における知的財産の価値評価手法の確立、コンテンツについての権利者の意思表示システムの構築等を図る。</p>	<p>1 産学官連携コーディネーターを2002年度末時点で80大学の共同研究センター等に102名配置。(文部科学省) 産学共同研究の成果を一元管理するTLOや、大学発ベンチャーへの経営支援を行うTLOに対する支援を実施。TLO、大学発ベンチャーは、現在までにそれぞれ31(2002年11月末)、424社(2002年8月末)設立。(経済産業省)</p> <p>2 2003年1月及び3月に知的財産を核とした企業戦略のための参考となるべき指針を策定・公表。(経済産業省) 知的財産の取得・管理指針 知的財産を重視した経営方針・戦略の明確化、知的財産権をベースとした事業戦略及び研究開発戦略の策定を提示。 営業秘密管理指針 企業が営業秘密の管理強化を行う上で参考となる管理水準(アクセス制限など)を提示。 技術流出防止指針 知的財産保護の弱い地域等における「意図せざる技術流出」を防止するための対策を提示。 2003年2月に、ネット上で提供される著作物について何人もコピー・無料配布等自由に利用できる旨などを権利者が表示するマーク(「自由利用マーク」)を策定・公表。(文部科学省)</p>
<p>【人的基盤の充実】</p> <p>1 専門人材の養成 知的財産の権利化や紛争処理、知的財産ライセンス契約等の高度な専門サービスを提供する専門家の養成を図る。</p>	<p>1 「学校教育法の一部を改正する法律」「司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律」及び「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」を昨年秋の臨時国会に提出・成立。 知的財産法など専門的な能力を備えた法曹を養成する法科大学院</p>

<p>2 国民の知的財産意識の向上 セミナー、ネットワークを利用した情報提供等の方法により知的財産に関する知識と意識の普及を図る。小中学生に対し、発明・創意工夫への興味を高めるような機会を作り、知的財産意識の育成を図る。</p>	<p>や、知的財産などの高度専門職業人を養成するための専門職大学院に関する制度を整備。(司法制度改革推進本部、文部科学省)</p> <p>2 2002年度は、初心者向けの知的財産権制度説明会を47都道府県で実施したほか、全国各地で各種学校の児童・生徒・学生向けセミナーを約250回、また中小・ベンチャー企業向けセミナーを約100回開催。(経済産業省)</p> <p>全国の中学3年生全員に著作権に対する意識の向上を目的として「中学生向けマンガ」約140万冊を配布。(文部科学省)</p>
<p>知的財産基本法の策定 知的財産戦略大綱の強力かつ着実な実施を法的に担保する。</p>	<p>「知的財産戦略本部」の設置、「知的財産推進計画」の策定等を規定する「知的財産基本法」を昨年秋の臨時国会に提出・成立。(内閣官房知的財産基本法準備室)</p>